

新型コロナウイルスワクチン接種会場への 看護師の労働者派遣について

新型コロナワクチン接種会場への看護師の労働者派遣について①

制度の仕組み

- 医療機関への看護師等の労働者派遣については、原則禁止。
- 地方分権対応として行った政令改正により、令和3年4月1日から、へき地の医療機関に限り、看護師及び准看護師の労働者派遣が可能に。
- これにより、へき地の新型コロナワクチン接種会場（医療法上の診療所に該当）への看護師及び准看護師の労働者派遣は可能となった。

新型コロナワクチンの1・2回目接種及び追加接種（3回目）に係る接種会場への看護師派遣の特例

- 新型コロナワクチンの1・2回目接種については、約1年間の間（令和3年2月17日～令和4年2月28日）に約1.1億人を対象に、追加接種（3回目接種）については、10か月の間（令和3年12月1日～令和4年9月30日）に約1.1億人を対象に予防接種を実施することが必要とされ、接種を行う看護師を確保するための対応が必要であった。
- 上記の状況を受けて、新型コロナワクチン接種会場の看護師確保のための選択肢の一つとして、**コロナ禍の特例措置として、従事者（看護師、准看護師）、場所（新型コロナワクチン接種会場）、期間（令和3年4月23日～令和4年9月30日）を限定の上で、新型コロナワクチン接種会場への看護師及び准看護師の労働者派遣を可能としている。**（労働者派遣法施行規則（省令）附則）

労働者	業務	派遣される場所			
		へき地の病院・診療所		へき地以外の病院・診療所	
			接種会場		接種会場
看護師	療養上の世話 診療の補助	○	○	×	× → ○ (R3.4.23～ R4.9.30)
准看護師	療養上の世話 診療の補助	○	○	×	× → ○ (R3.4.23～ R4.9.30)

※「○」:労働者派遣が可能な業務 「×」:労働者派遣禁止業務

※ は、コロナ禍の特例措置として労働者派遣が可能とされているもの

【ワクチン接種業務の適切な実施を確保するための措置】

- へき地のワクチン接種会場への派遣に当たっては、ワクチン接種の実施主体である市町村等において、ワクチン接種方法等についての事前研修を実施することとしている。
- へき地以外のワクチン接種会場への派遣に当たっても、同様の事前研修の実施を求めている。

- 本特例措置は時限的な措置であることから、この間、厚労省（健康局予防接種担当参事官室）より都道府県・市町村に対して、本特例措置が本年9月30日までの時限措置であることを説明するとともに、直接雇用や個別接種などへの移行を通じて、労働者派遣の特例を活用しない接種体制の構築を求めてきた。（6月30日：自治体説明会、7月7日：自治体説明会の内容を事務連絡として再度周知）

新型コロナウイルスワクチン接種会場への看護師の労働者派遣について②

オミクロン株対応ワクチンの接種に係る新型コロナウイルスワクチン接種会場での看護師確保の課題

- 現在、オミクロン株対応ワクチンの開発が進められており、8月8日の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、①オミクロン株対応ワクチンについて、初回接種を完了した全ての者（約1億人）を対象者とすることを想定し接種体制の準備を進めること、②オミクロン株対応ワクチンの接種の開始時期については、今年の10月半ばとなることが考えられるといった方向性が確認された。また、製薬企業等とも引き続き調整を進め、できるだけ早い段階でオミクロン株対応ワクチンが接種開始できるよう取り組んでいるところ。
 - ※ 予防接種法に定められた特例臨時接種の期限は、厚生科学審議会に諮って決定されるが、今年度末までの延長を想定した調整が行われている。
- これを受けて、各自治体においては、10月半ばまでに、初回接種を完了した全ての者（約1億人）へのオミクロン株対応ワクチンの接種に対応できるよう、接種体制を準備することが必要。あわせて、オミクロン株に対応した免疫を迅速に国民に獲得してもらうために、迅速な接種が重要。このため、各自治体において大規模かつ迅速な接種を進められるよう、接種を行う看護師を確保するための対応が必要となっている。
- 大規模かつ迅速な接種を行うためには、自治体において集団接種会場・大規模接種会場の設置などの対応が必要になるところ、従前、集団接種会場・大規模接種会場においては、看護師の確保が難しく、労働者派遣の特例措置を活用している自治体も一定程度あった。
 - ※ 令和4年3月10日現在、144市区町村（19,013人）で特例措置を活用。なお、別途、12都道府県（1,251人）でも労働者派遣を活用。
- なお、厚労省（健康局予防接種担当参事官室）から、直接雇用や個別接種などへの移行を通じて、労働者派遣の特例を活用しない接種体制の構築を求めてきたところ、派遣労働者に頼らない接種体制を構築できた自治体がある一方で、派遣労働者に頼らない接種体制の構築に懸念があると考える自治体や、派遣労働者に頼らないと秋以降の接種体制の構築が困難であるとする自治体も存在。
 - ※ 健康局予防接種担当参事官室において、3月時点でおおむね100人以上の派遣労働者を活用していた11自治体に現在の状況を聴取したところ、以下のとおり。
 - ・ 派遣労働者に頼らない体制を構築した自治体：3自治体
 - ・ 派遣労働者に頼らない方向で調整しているが、秋以降の接種体制の構築に懸念がある：3自治体
 - ・ 派遣労働者に頼らないと秋以降の接種体制の構築（集団接種会場・大規模接種会場等）が困難：5自治体
- また、オミクロン株対応ワクチンの接種の実施に際して、全国知事会から、これまでの接種と同様に人材確保が課題となるため、へき地以外の地域においても看護師及び准看護師の労働者派遣を可能とする特例措置の期間延長についての要望を受けている。

新型コロナウイルスワクチン接種会場への看護師の労働者派遣について③

対応方針（案）

- 新型コロナウイルスワクチン接種会場の看護師確保のための選択肢の一つとして、**コロナ禍の特例措置として、従事者（看護師、准看護師）、場所（新型コロナウイルスワクチン接種会場）、期間（現行は令和4年9月30日まで）を限定した上で可能とされている、へき地以外の新型コロナウイルスワクチン接種会場への看護師及び准看護師の労働者派遣について、オミクロン株対応ワクチンの接種に対応するため、延長後の特例臨時接種の期限（今年度末を想定（調整中））まで、期間を延長してはどうか。**（労働者派遣法施行規則（省令）附則）

労働者	業務	派遣される場所			
		へき地の病院・診療所		へき地以外の病院・診療所	
			接種会場		
看護師	療養上の世話 診療の補助	○	○	×	× → ○ 現行：R4.9.30まで ⇒延長後の特例臨時接種の期限（今年度末を想定（調整中））まで延長
准看護師	療養上の世話 診療の補助	○	○	×	× → ○ 現行：R4.9.30まで ⇒延長後の特例臨時接種の期限（今年度末を想定（調整中））まで延長

※「○」：労働者派遣が可能な業務
「×」：労働者派遣禁止業務

※ は、コロナ禍の特例措置として労働者派遣が可能とされているもの

【ワクチン接種業務の適切な実施を確保するための措置】

- へき地のワクチン接種会場への派遣に当たっては、ワクチン接種の実施主体である市町村等において、ワクチン接種方法等についての事前研修を実施することとしている。
- へき地以外のワクチン接種会場への派遣に当たっても、同様の事前研修の実施を求めている（引き続き実施を求める）。

今後の進め方

- へき地以外の新型コロナウイルスワクチン接種会場への看護師及び准看護師の労働者派遣に係る特例措置の延長の実施については、最終的に労働政策審議会の意見を聴く必要があることから、今後は、労働政策審議会（職業安定分科会労働力需給制度部会）で議論することとし、同部会において、医療部会での検討の結果の報告を行った上で、最終的な結論を得ることとする。

<今後のスケジュール> 令和4年9月 労働政策審議会 職業安定分科会 労働力需給制度部会において議論

参考①

新型コロナワクチン接種に係る市町村集団接種会場での看護師の確保状況（令和4年3月10日現在）（厚生労働省健康局 予防接種室調べ）（抄）

接種会場での看護師の確保方法	へき地の接種会場	へき地以外の接種会場	合計
自治体又は委託業者が直接雇用する	651自治体 【19,330人】	379自治体 【35,168人】	1,030自治体 【54,498人】
医師会や管内医療機関等から看護師を出してもらう	615自治体 【26,883人】	342自治体 【50,431人】	957自治体 【77,314人】
自治体又は委託業者が人材派遣会社から人材派遣を受ける	89自治体 【3,858人】	144自治体 【19,013人】	233自治体 【22,871人】
自治体の保健師や退職した保健師を活用する	465自治体 【4,790人】	232自治体 【2,453人】	697自治体 【7,243人】

※「自治体又は委託業者が直接雇用する」と回答した1,030自治体の採用ルート

- ・ハローワーク：124自治体
- ・都道府県看護協会のナースセンター：158自治体
- ・民間職業紹介会社：97自治体
- ・自治体ホームページでの募集：220自治体
- ・その他：787自治体

*「その他」は、1・2回目接種や他事業で協力を得た看護師への声掛け、集団接種会場で働く看護師からの紹介、近隣の医療機関への看護師募集の案内など

参考②

新型コロナワクチン接種に係る都道府県大規模接種会場での看護師の確保状況（令和4年3月10日現在）（厚生労働省健康局予防接種室調べ）（抄）

接種会場での看護師の確保方法	合計
自治体又は委託業者が直接雇用する	22自治体 【5,816人】
医師会や管内医療機関等から看護師を出してもらう	19自治体 【3,644人】
自治体又は委託業者が人材派遣会社から人材派遣を受ける	12自治体 【1,251人】
自治体の保健師や退職した保健師を活用する	2自治体 【76人】

※「自治体又は委託業者が直接雇用する」と回答した22自治体の採用ルート

- ・ハローワーク：1自治体
- ・都道府県看護協会のナースセンター：12自治体
- ・民間職業紹介会社：6自治体
- ・自治体ホームページでの募集：7自治体
- ・その他：10自治体

*「その他」は、他事業で協力を得た看護師への声掛け、大規模接種会場で働く看護師からの紹介、近隣の医療機関への看護師募集の案内、診療型宿泊療養施設で働く看護師への声掛けなど

参考③

BA.5系統等による感染拡大の早期抑制に向けた緊急提言（令和4年9月1日全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部）（抄）

2. ワクチン接種の円滑な実施について

（4）その他

さらに、これまでの接種と同様にワクチン接種のための人材確保が課題となるため、へき地以外の地域においてもへき地と同様に看護師及び准看護師の労働者派遣を可能とする特例措置の期間延長を検討すること。

参照条文

◎労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）

第四条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行つてはならない。

- 一・二 (略)
- 三 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二条第一項各号に掲げる業務その他その業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働者派遣（次節並びに第二十三条第二項、第四項及び第五項において単に「労働者派遣」という。）により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務として政令で定める業務
- 2 厚生労働大臣は、前項第三号の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 労働者派遣事業を行う事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者は、その指揮命令の下に当該労働者派遣に係る派遣労働者を第一項各号のいずれかに該当する業務に従事させてはならない。

◎労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号）

（法第四条第一項第三号の政令で定める業務）

第二条 法第四条第一項第三号の政令で定める業務は、次に掲げる業務（当該業務について紹介予定派遣をする場合、当該業務に係る労働者派遣が法第四十条の二第一項第四号又は第五号に該当する場合、第一号及び第三号に掲げる業務、第四号に掲げる業務（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第五条及び第六条に規定する業務並びに診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十四条の二に規定する業務及び臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二十条の二第一項に規定する業務に限る。）並びに第七号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所がへき地にある場合並びに第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所が地域における医療の確保のためには同号に掲げる業務に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認められるものとして厚生労働省令で定める場所（へき地にあるものを除く。）である場合を除く。）とする。

一 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十七条に規定する医業（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院若しくは同条第二項に規定する診療所（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この条及び第四条第一項第十九号において「病院等」という。）、同法第二条第一項に規定する助産所（以下この条及び同号において「助産所」という。）、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設（以下この条及び同号において「介護老人保健施設」という。）、同条第二十九項に規定する介護医療院（以下この条及び同号において「介護医療院」という。）又は医療を受ける者の居宅（以下この条及び同号において「居宅」という。）において行われるものに限る。）

二・三 (略)

四 保健師助産師看護師法第二条、第三条、第五条、第六条及び第三十一条第二項に規定する業務（他の法令の規定により、同条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として行うことができることとされている業務を含み、病院等、助産所、介護老人保健施設、介護医療院又は居宅において行われるもの（介護保険法第八条第三項に規定する訪問入浴介護及び同法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問入浴介護に係るものを除く。）に限る。）

五～八 (略)

2 (略)

◎労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号）

附 則

4 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第五条及び第六条に規定する業務（予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）附則第七条第一項の規定による予防接種に係るものに限る。）に係る労働者派遣について令第二条第一項の規定を適用する場合においては、同項第一号の厚生労働省令で定めるものは、第一条第二項に規定するもののほか、予防接種法附則第七条第一項の規定により厚生労働大臣が指定する期日又は期間に限り、当該予防接種を行う病院又は診療所とする。